

出店者各位

第35回ぐんまマラソンキッチンカー出店規約

敷島パークマネジメントJV

1. はじめに

- (1) 出店責任者である敷島パークマネジメントJV(以下、当JV)の指導に従うこと。
- (2) 反社会勢力との関わりが一切ないこと。

2. 出店について

- (1) 出店に必要な備品は、各出店者が持参し準備を行うこと。
- (2) 販売員は、必ず出店者用ビブス(当JVより貸与)の着用を行うこと。
- (3) 看板・のぼり旗の乱立は、安全管理上支障をきたす場合が想定されますので、節度ある設置を心がけること。
- (4) 過度の呼び込みは控えること。拡声器等の使用は禁止とする。
- (5) 販売時間内の安売りは禁止とする。また、時間外販売も禁止とする。
- (6) 出店者は、必ずメニュー・値段をわかりやすい箇所に表示を行うこと。また、表示に必要な備品は各出店者でそれぞれ用意すること。
- (7) 食物アレルギーの「特定原材料」8品目の使用の有無について、店頭にわかりやすく掲示すること。また、その件について顧客より質問があった場合は、キッチンカー販売に関わる全てのスタッフが、明確に答えられなければならない。
- (8) 安全な通路(動線)を確保すること。
- (9) BGM等、音楽をかけるのは自由とする。ただし、音量に配慮すること。
- (10) 販売に付随するゴミの整理、清掃、資材の設置・撤収等について、一切の責任を出店者もつこととする。
- (11) 出店にあたり車両の下にブルーシートを必ず設置する。火器等を用いて調理する場合は、難燃シートの使用を推奨する。
- (12) 調理者は調理用手袋・滅菌スプレー等を用意し、必ず清潔に営業すること。
また、調理スペースや販売スペース、バックヤードなどキッチンカーの中及び周囲は整頓し、清潔に清掃しておくこと。※当日JVの点検あり。
- (13) キッチンカーの外にテーブルを置くことを禁止し、キッチンカーの外に商品を陳列する事、キッチンカーの外で盛り付けなどの調理行為を行うことを禁止する。
- (14) 出店者は、必ず店舗の前にごみ箱(燃える・燃えないゴミの最低2種類、汁気のあるメニューを提供する店舗は汁用のバケツ等)をわかりやすく設置すること。また、ゴミ袋は透明か半透明とし店名を消えないマジック等で、わかりやすく記入すること。袋の取替えは当該店舗が行うこと。ゴミ箱のゴミは、必ず持ち帰ること。
- (15) 公園内での食器等の洗浄やゴミの破棄・排水、流水は行わない。
ただし、氷についてはJVが指定した場所に捨てる事が出来る。
- (16) 喫煙は指定の場所以外では行わないこと。キッチンカー裏などでの喫煙も禁止とする。
喫煙所に入る際は、ビブスを脱ぐこと。
- (17) 裸火の使用は、禁止とする。
火気を使用する場合は、防火対策を必ず行わなければならない。
また、消火器など必要な消火器具の準備を火気取扱場所毎に各出店者が必ず行うこと。
※当日、JVによる消火器設置の確認あり。
- (18) 終了後は、出店場所周辺の清掃を適宜行い、出店者の責任の下、現状復帰を行うこと。
- (19) 搬出は大会終了後からとし、イベント途中の搬出は認めない。(閉店は16時以降)
- (20) 販売終了後、公園管理事務所に売上管理表を提出するほかビブスの返却を行うこと。
- (21) 事故、怪我が起きないように、充分注意を払うこと。
- (22) 緊急事態等(事故、怪我等)あった場合を想定し、初動体制を整えておく。
なお、緊急事態があった場合は、直ちに当JVまで連絡すること。

■当日緊急連絡先 県立敷島公園管理事務所 027-234-9338

3. 出店料について

①出店料:車両専有面積による(1車両あたり740円/㎡)※車検証記載の幅・長さ為準

例1)幅2m×車長5mの場合

$$2\text{m} \times 5\text{m} \times 740(\text{円}) = 7,400(\text{円}) \text{ ※税込}$$

例2)幅1.25m×車長3.485mの場合

$$1.25\text{m} \times 3.485\text{m} \times 740(\text{円}) = 4.35625 \text{ m}^2 \times 740(\text{円}) \\ = 5 \text{ m}^2 (\text{小数点以下切上}) \times 740(\text{円}) = 3,700(\text{円}) \text{ ※税込}$$

②事務手数料:売上15%(1車両ごとに発生)

※売上管理表にて、1日の売上が当JVへ申告をする。

4. 防火対策(義務)について

(1)火器(ガス・炎を用いる物)の使用は、当JV実行委員会の許可を得た車両(キッチンカー)のみとする。

(2)使用する火器に、不具合がないか事前確認を必ず行うこと。

(3)火気取扱あるキッチンカーには消火器を適正に配置すること。

(4)火器の周囲は常に整理及び清掃に努めること。

(5)安全な通路(動線)を確保すること。

(6)火器を設置する台には、不燃性のものを使用すること、

(7)火器の周囲は可燃物から15cm以上、上方向1m以上の距離を保つこと。

(8)火器の三方を不燃性の物(コンクリートブロック、アルミパネル等)で囲うこと。

(9)カセットコンロの使用は禁止とする。

(10)揚げ物は必ずフライヤーまたはこれに類する調理器具を使用すること。ただし、危険を伴うため油の継ぎ足し行為は原則禁止とする。必要な場合は申込書に記入し申し出ること

5. LP ガスの使用について(ボンベ・火気使用器具等)

(1)LP ガスを使用には、別紙:「屋外やイベント会場でLP ガスを使用するお客様へ」(消防庁・経済産業省)の内容を遵守すること。

(2)ボンベは、火気から離れた直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置すること。

(3)ボンベは安定した安全な場所に転倒しないようにベルト式固定器具等(鎖、ロープ、結束バンド等)を使用し、転倒防止策を講じ必要に応じ区画すること。

(4)ゴムホースは適正な長さで、ひび割れ等の劣化のない専用のもを使用すること。

(5)1本のボンベから2本以上の機器に分岐してガスを供給しないこと。(それぞれに開閉栓を設けた場合を除く)

6. 電気について

(1)会場内で使用する電源は、出店者が用意する。

(2)電源使用にあたっての、発電機の持ち込みを認める。

(3)発電機への給油行為は原則禁止とする。やむを得ず給油を必要とする出店者は、別紙申込書の「3. 当日使用する自家発電機について」の「補充用燃料の有無」欄「有」に○印を付ける事。

その際は、当日搬入時に、ガソリンの携行缶を一時主催者の指定場所(危険物貯蔵庫)に引き取り、給油時は、危険物取扱責任者監督のもとでのみ給油行為を許可するものとする。

7. 車両について

(1)公園内の車両の移動については、安全確保のため当JV及びぐんまマラソン実行委員会スタッフの誘導、指示を遵守すること。

(2)出店者には園内への車両入場許可証を発行する。(発行元:ぐんまマラソン実行委員会)

以上